

国民健康保険料 変更通知書の見方

697-8501
島根県浜田市
殿町1番地

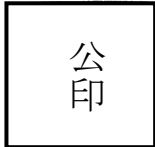
平成31年度
国民健康保険料決定(変更)兼納入通知書

国民健康保険料を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

令和元年7月11日

浜田 一郎 様

島根県浜田市長
久保田 章市



1- 1

① 納付義務者

納付義務者	浜田	
生年月日	昭和34	
世帯番号	0123	0123
通知番号	01234567	01234567
記号番号	02-01234567	

② 通知番号
= 問い合わせ番号

③ 徴収方法

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

*新元号施行後は新元号に読み替えてください。

④ 年間保険料

年間保険料額	216,900 円
--------	-----------

⑤ 変更理由

異動者名	届出日	異動日	異動理由
浜田 洋子		令和元. 6.30	所得更正による

⑥ 保険料の 算出内訳 変更前・変更後

	変更前			変更後			増減
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	
① 保険料額(円)	0	0	0	1,315,700	1,315,700	0	1,315,700
② 被保険者数(人)	1	1	1	1	1	1	0
③ 所得割額(円)	0	0	0	118,807	38,155	0	156,962
④ 均等割額(円)	26,600	8,800	0	26,600	8,800	0	0
⑤ 平等割額(円)	18,800	5,800	0	18,800	5,800	0	0
⑥ 均等割軽減額(円)	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 平等割軽減額(円)	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 限度超過額(円)	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 算定額(円)	44,400	15,600	0	164,200	52,700	0	156,900
⑩ 月割増減額(円)	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 年間割増減額(円)	44,400	15,600	0	164,200	52,700	0	156,900
(内退職分)(円)	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 期別保険料額	60,000	(減免額)	0	216,900	(減免額)	0	156,900

⑦ 期別保険料額 変更前・変更後

月	普通徴収額		期別	普通徴収額の納期限		普通徴収額(円)		増減額
	変更前	変更後		変更前	変更後			
4月								
5月								
6月								
7月								
8月			3期	令和元年 9月 2日	6,000	21,600	15,600	
9月			4期	令和元年 9月30日	6,000	21,600	15,600	
10月			5期	令和元年10月31日	6,000	21,600	15,600	
11月			6期	令和元年12月 2日	6,000	21,600	15,600	
12月			7期	令和2年 1月 6日	6,000	21,600	15,600	
1月			8期	令和2年 2月 3日	6,000	21,600	15,600	
2月			9期	令和2年 3月 2日	6,000	21,600	15,600	
3月			10期	令和2年 3月31日	6,000	21,600	15,600	
					60,000	216,900	156,900	

この例の場合、所得更正により基準総所得金額が増額したため、所得割額が増額しています。

※増減について
①②は医療分の増減
③以降は医療分+支援金分+介護分の増減

⑧ 軽減

備 考
軽減

⑨ 被保険者の加入状況 及び所得状況

氏 名	加入月数			軽減基準所得金	基準総所得額	備 考
	一般	退職	介護			
浜田 一郎	0	0	0	6,084,732		
浜田 洋子 (非)	12	0	0	1,645,700	1,315,700	

⑩ 非自発的失業者

⑪ 擬制世帯主、
特定同一世帯所属者
は金額なし

⑫ 保険料率

料 率	医療分	支援金分	介護分
所得割率(%)	9.03	2.90	2.66
均等割額(円)	26,600	8,800	9,900
平等割額(円)	18,800	5,800	5,000

(1/1) 1234

国民健康保険料 変更通知書の見方

国民健康保険料変更通知書には、変更後の「年間保険料」、変更前後の「保険料算出の内訳」「特別保険料額」等が記載されています。

軽減基準所得金額＝世帯主と被保険者全員の前年中の所得の合計額(65歳以上の方の公的年金所得は15万円を控除した金額、専従者控除は適用前の金額、分離譲渡所得は特別控除前の金額)です。

基準総所得金額＝被保険者の前年中の所得の合計額から基礎控除33万円を控除した金額です。ただし、雑損失の繰越控除は考慮されません。

① 納付義務者

保険料の納付義務者である「世帯主」のお名前が記載されています。

② 通知番号（左側）＝問い合わせ番号

お電話や窓口で、保険料等についてお問い合わせの際には、以下の内容をお伝えください。

「氏名（必須）」

「生年月日」又は「通知番号（左側）」（*）

「連絡先の電話番号」

*氏名にあわせて、「生年月日」又は「通知番号（左側）」をお知らせいただくことで、迅速に該当者の情報を確認することが可能になります。ご協力をよろしくお願い致します。

③ 徴収方法

徴収方法が記載されています。

普通徴収…納付書や口座振替にて納付していただきます。

特別徴収…年金からの天引きにて納付していただきます。

特別徴収（普通徴収併用）…6～9月は普通徴収、10月からは特別徴収となります。

④ 年間保険料

変更後の年間保険料額が記載されています。

⑤ 変更理由

保険料が変更になった理由が記載されています。

世帯内で**国保加入**や**離脱**があった場合や、**所得金額の更正**が行われた場合が該当します。

国民健康保険料 変更通知書の見方

⑥ 保険料の算出内訳

保険料は世帯単位で算出します。左に変更前の金額、右に変更後の金額が記載されています。

「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護分」の内訳を記載しています。「介護分」は40歳以上65歳未満の方のみ算出し記載しています。

軽減がある世帯は軽減額が記載されています。

⑦ 期別保険料額

特別徴収の方は左側、普通徴収(口座振替含む)の方は右側に金額が並んでいます。それぞれの項目の中で左に変更前の金額、右に変更後の金額が記載されています。

⑧ 「軽減」について

国民健康保険制度では、世帯所得が一定の基準以下の場合に保険料を減額する「軽減」制度があります。

この「軽減」の適用を受けるには、世帯全員が所得を申告していることが必要になります。所得の申告について、詳しくは税務課までお問い合わせください。

区分	保険料が軽減される世帯
7割軽減	前年中の所得が33万円以下の世帯
5割軽減	前年中の所得が33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下の世帯
2割軽減	前年中の所得が33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下の世帯

⑨ 被保険者の加入状況及び所得状況

被保険者の加入状況や所得状況(軽減基準所得金額、基準総所得金額)を記載してあります。

今年75歳になり、後期高齢者医療制度に該当(国保から離脱)する方は、あらかじめ75歳到達月の前月までの月割りで計算しています。

今年40歳になり、介護保険の第2号被保険者に該当する方には、40歳到達月時点で介護分を含んだ保険料を計算し、再度通知します。

⑩ 非自発的失業者

非自発的失業者(国保加入時などに申請いただいている場合)には、氏名欄の右端に「(非)」という記載があります。

※ 非自発的失業者に該当する場合、通知書の「軽減基準所得金額」及び「基準総所得金額」は、給与所得を100分の30とみなす前の金額を記載しています。保険料算定時は100分の30とみなした給与所得で計算しています。

国民健康保険料 変更通知書の見方

⑪ 擬制世帯主、特定同一世帯所属者

擬制世帯主…世帯員に国保加入者がいる世帯で、自身は社会保険や共済保険などに加入している世帯主です。

特定同一世帯所属者…国保から後期高齢者医療制度へ移行した方です。

擬制世帯主、特定同一世帯所属者は、国保加入者ではないため所得割額の算定には含みませんが、**軽減判定所得の算定には含みます。**

⑫ 保険料率

賦課対象年度の保険料率が記載されています。